

# 分散名人(国内重視型)

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

 **ちばぎんアセットマネジメント**

ホームページ:

<http://www.chibagin-am.co.jp/>

サポートダイヤル:

**03-5638-1451** (受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

**ちばぎんアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第443号

設立年月日:1986年3月31日

資本金:2億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:650億円

(資本金、運用純資産総額は2018年10月31日現在)

■ 受託会社 (ファンドの財産の保管および管理を行う者)

**三井住友信託銀行株式会社**



商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(商品))資産配分固定型)

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- この目論見書により行う「分散名人(国内重視型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年12月19日に関東財務局長に提出しており、2019年1月4日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

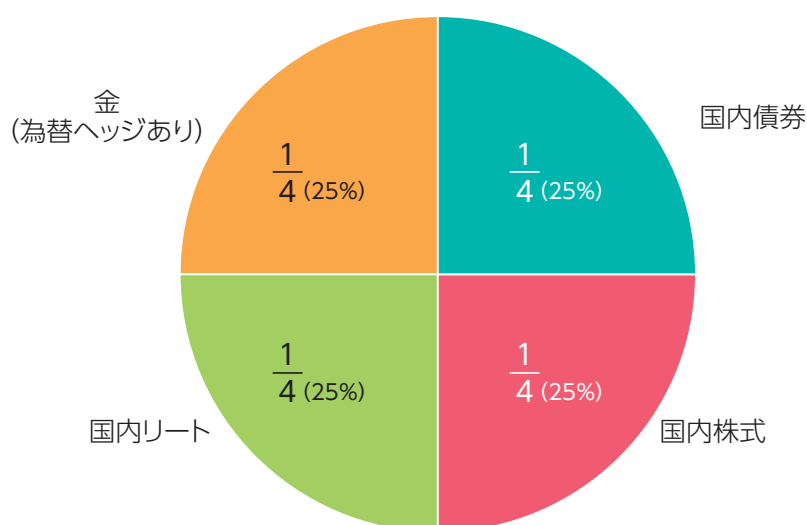
**1** 主として、国内債券、国内株式、国内リートおよび金に投資を行い、収益の獲得を目指します。

- 中長期的に収益が期待できる4つの資産(国内債券、国内株式、国内リート、金)を主要投資対象とします。
- 値動きが異なる傾向にある4つの資産を組み合わせることにより、基準価額の変動を抑えながらも、収益の獲得を目指します。
- 金については、主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている、金地金価格への連動を目指すETF(上場投資信託証券)に投資を行うことで、金に実質的に投資をすると共に、対円で為替ヘッジを行います。  
※為替ヘッジにより為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

**2** 各資産への投資割合は、4分の1ずつの均等配分を基本とします。

- 各資産の値上がりや値下がりによって、配分比率が一定比率以上変動した場合には調整を行います。

【基本構成比率】

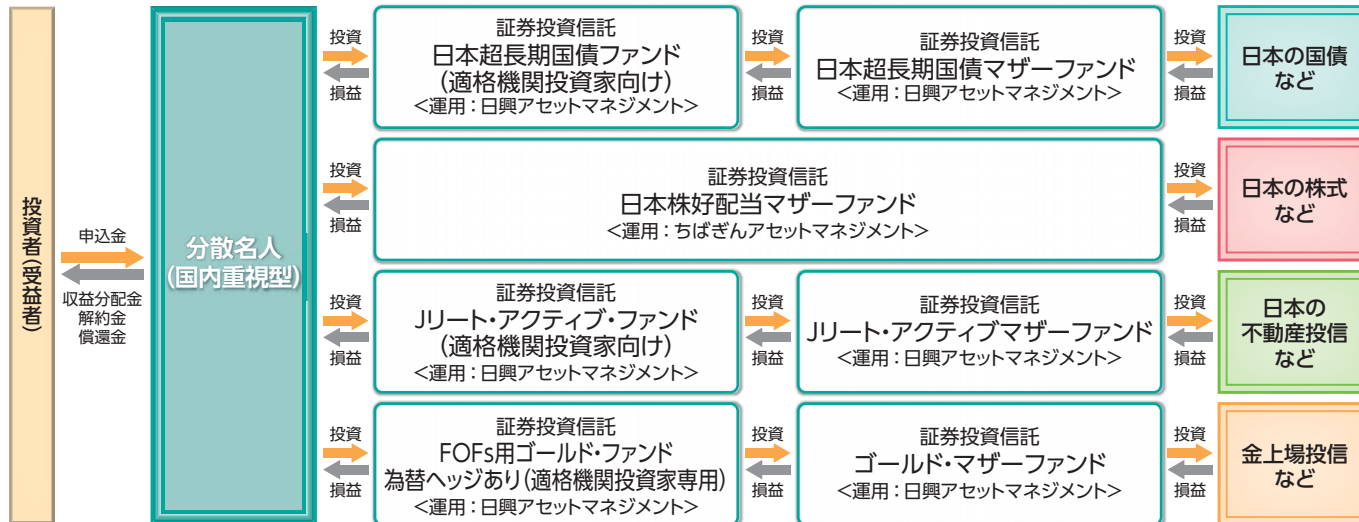


※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## 【ファンドの仕組み】

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

### ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

## 分配方針

年1回、毎決算時(毎年3月20日、休業日の場合は翌営業日)に原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。





# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
リートの 価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リートおよびリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。
金上場投信の 価格変動リスク	金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図りますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。
信用リスク	有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

- コンプライアンス部が、運用パフォーマンスおよび運用に係るリスクのモニタリングを行い、モニタリング結果を投資信託委員会に報告します。
- コンプライアンス部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性を評価・検証し、結果を社長に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の点検を行います。

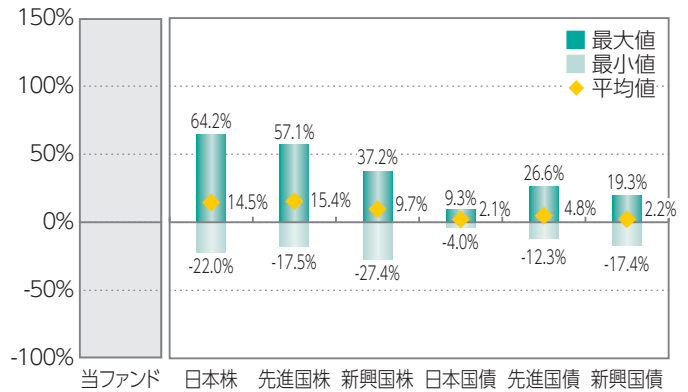


## (参考情報)

### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



\*ファンドは2019年1月31日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率および分配金再投資基準価額のデータはありません。

\*2013年11月～2018年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てがファンドの投資対象とは限りません。  
\*ファンドは2019年1月31日に運用を開始する予定であり、表示に必要とする年間騰落率のデータはありません。

#### 各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

#### 各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。  
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。  
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。  
FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。  
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



# 運用実績

設定日：2019年1月31日

## 基準価額・純資産の推移

ファンドは、2019年1月31日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

## 分配の推移

ファンドは、2019年1月31日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

## 主要な資産の状況

ファンドは、2019年1月31日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

ファンドは、2019年1月31日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。





# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払ください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2019年1月4日から2019年1月30日までとします。 継続申込期間：2019年1月31日から2020年5月1日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取り消しを行うことがあります。
信託期間	2019年1月31日(設定日)から2034年3月21日までとします。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ● 受益権の口数が30億口を下回るようになった場合 ● ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ● やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年3月20日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は2020年3月23日です。
収益分配	年1回、毎決算時に分配の方針に基づき分配します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	当初申込期間：200億円 継続申込期間：2,000億円
公 告	原則、 <a href="http://www.chibagin-am.co.jp/">http://www.chibagin-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初申込期間は1口につき1円)に <b>2.16%(税抜2.0%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	<b>ありません。</b>	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、 <b>年率0.9072%(税抜0.8400%)</b> を乗じて得た額とします。 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	支払先	内 訳
	委託会社	年率 0.378% (税抜0.35%)
	販売会社	年率 0.486% (税抜0.45%)
	受託会社	年率 0.0432% (税抜0.04%)
	主な役務	
		委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
		交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券	純資産総額に対して年率0.21465%程度(税抜0.19875%程度)	
実質的な負担	純資産総額に対して <b>年率1.12185%程度(税抜1.03875%程度)</b> ※この値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の実際の組入状況により変動します。	
その他の費用・手数料	有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用は日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動する等の理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務にかかる諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

### <税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2018年10月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合  
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 追加的記載事項

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

以下の内容は、2018年12月19日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

投資対象ファンド	運用会社	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
日本超長期国債 ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセット マネジメント 株式会社	日本の超長期国債	主として、日本の超長期国債に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
日本株好配当 マザーファンド	ちばぎん アセット マネジメント 株式会社	日本の 金融商品取引所 上場株式	日本の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)を対象に、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回る水準となるよう投資を行い、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
Jリート・アクティブ・ ファンド (適格機関投資家向け)	日興アセット マネジメント 株式会社	日本の 金融商品取引所に 上場する 不動産投資信託証券	主として、日本の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行い、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して、運用を行います。
FOFs用ゴールド・ ファンド 為替ヘッジあり (適格機関投資家専用)	日興アセット マネジメント 株式会社	金地金価格への 連動を目指す 上場投資信託証券等	主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されている投資信託証券であって、金地金価格への連動を目指す投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

